

地方自治 2

<地方自治の制度 2 >

直接請求権

地方自治では、首長や地方議会の議員の選挙をするだけでなく、住民による直接民主制の要素をとりいれられた権利が認められている。これを

① [] という。

- ◆ 条例の制定・改廃の請求に必要な署名数は有権者の② [] 以上
- ◆ 議会の解散請求と首長や議員の解職請求（リコール）に必要な署名数は有権者の③ [] 以上 → ④ [] に対して請求を行う。

計算例) ある市の人口は 24 万人、有権者数は 19 万人である。

- ◆ 条例の制定を求めるには⑤ [] 以上の署名が必要である。
- ◆ 市長のリコールのためには⑥ [] 以上の署名が必要である。

住民参加

次の 3 つの場合に住民投票が行われる

- ◆ 国会が特定の地方公共団体にしか適応されない① [] を制定する場合。→ ② [] の賛成が必要。
- ◆ 議会解散請求や首長・議員の解散請求がなされたとき。→ ③ [] が住民投票を実施。
- ◆ 産業廃棄物処理場の設置、原子力発電所の建設、市町村の合併など地域の重要な問題について住民の意思を問う場合。→ 条例を制定して住民投票を実施。

住民の苦情を処理したり、行政が適性に行われているかを監視したりする人を
④□という。

地域を良くしようと独自に活動を行う民間の人たちにより非営利組織を、アル
ファベットで⑤□という。

<地方財政>

地方財政

地方公共団体の歳入は、第一は住民から徴収する①□である。
①には住民税、固定資産税、事業税などがある。

歳入の第二は使い道をしていせずに国が地方公共団体に交付する
②□である。

第三は国から委託された仕事について国が交付する③□である。
義務教育、社会保険事業、公共事業などで、②と違い使い道が指定されている。

第四は住民への借金である④□である。

最近では、財政難に苦しむ地方公共団体が多くなっている。④の発行残高が多くなると、収入の多くが借金の返済にまわり必要な⑤□が行えなくなる。そこで国は2007年に⑥□法を制定して財政の立て直しを促している。

地方公共団体の財政を安定させるため、2000年頃から⑦□がすすめられ地方公共団体の数が大きく減少している。

解 答

*表記法は教科書で確認してください。

直接請求権

- ① 直接請求権 ② 50分の1 ③ 3分の1 ④ 選挙管理委員会
⑤ 3800 (190000 ÷ 50) ⑥ 63334 (190000 ÷ 3 = 63333.33···)
-

住民参加

- ① 特別法 ② 過半数 ③ 選挙管理委員会 ④ オンブズパーソン
⑤ NPO
-

地方財政

- ① 地方税 ② 地方交付税交付金 ③ 国庫支出金 ④ 地方債
⑤ 行政サービス ⑥ 自治体財政健全化 ⑦ 市町村合併